

令和3年11月15日  
福岡市こども未来局

市政記者各位

## 悩みや困難を抱える子どもと家庭を支えます。 ～ヤングケアラー専用相談窓口&相談専用ダイヤル設置～

福岡市では、ヤングケアラー（※）を支援するため、相談窓口を開設します。  
当事者の子どもやその家族、支援機関などから相談を受け付けます。窓口では、ヤングケアラー・コーディネーターが解決に向けた手段を一緒に考えます。  
相談専用ダイヤルも同時に開設します。まずご相談ください。

### ※ヤングケアラーとは

本来、大人が担うような家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。  
例 年下のきょうだいの世話、障がい・病気・精神疾患がある家族への介護、など  
→年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子ども自らの育ちや教育に影響が及ぶことが懸念されています

- 1 開設日 令和3年11月15日（月）
- 2 相談の対象者  
ヤングケアラー本人やそれを支援する人・機関など
- 3 相談方法  
電話および窓口による相談（窓口相談には事前予約が必要です）  
**電話番号 092-982-0073（相談専用ダイヤル）**  
**場所 中央区赤坂1丁目3-14 ブランシェ赤坂2F**  
**（NPO法人SOS子どもの村JAPAN内）**
- 4 受付時間  
①月～金：10時から18時まで  
②土：10時から17時まで ※水曜日及び日曜・祝日は休み
- 5 運営  
NPO法人 SOS子どもの村JAPAN

### ◆ヤングケアラー相談窓口の取材について

日時：11月15日（月） 15時～ 場所：SOS子どもの村JAPAN

### 【お問い合わせ】

こども未来局こども家庭課 担当：定直（じょうじき）、中村  
電話：092-711-4238（内線1757） FAX：092-733-5534

# ヤングケアラー相談支援の流れ (令和3年度)

